

件名：漁業法に基づく指示事項

(沖縄海区漁業調整委員会)

沖縄海区漁業調整委員会指示12第 4 号

沖縄海区における浮魚礁（中層魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う漁業について、漁業法（昭和27年法律第267号）第67条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成12年10月13日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 伊野波 盛仁

(敷設の承認等)

- 1 (1) 浮魚礁を敷設しようとする者は、別に定める浮魚礁敷設承認取扱要領により、沖縄海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
- (2) 前号の承認を受けて敷設した浮魚礁を利用して操業しようとする者は、敷設者の承認を受けなければならない。

(指示の有効期間)

- 2 この指示の有効期間は、平成12年11月 5 日から平成15年10月31日までとする。

(経過措置)

- 3 平成12年11月 4 日において沖縄海区漁業調整委員会指示 9 第 4 号の指示により承認を受けている浮魚礁の敷設（同指示により承認を受けているとみなされる浮魚礁の敷設を含む。）については、平成12年11月 5 日にこの指示により承認を受けたものとみなす。この場合には、この指示により承認を受けたとみなす期間は、平成12年11月 5 日から平成15年10月31日までとする。